

日置町いじめ110番

フリーダイヤル(料金は無料です)

☎0120-00-1281

国民年金に加入していますか？

国民年金は、日本国内に住所のある20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、老後や万一の時に備える制度です。

加入者は、職業や保険料の納め方等により次のように分けられます。

- 〔第1号被保険者〕
 - ・ 農業や商業などの自営業者
 - ・ 20歳以上の学生
 - ・ 無職の人など
 - 〔第2号被保険者〕
 - ・ 厚生年金保険の加入者
 - ・ 共済組合の加入者
 - 〔第3号被保険者〕
 - ・ 第2号被保険者に扶養されている配偶者
- (国民年金には自動的に加入)

学生の納付特例制度

20歳以上の学生も、国民年金に必ず加入することになっていますが、学生の方は、本人に収入がない場合がほとんどですので、保険料は親元で負担されることが多かったと思います。

そこでこの親元の負担を考えると、学生の間は保険料の納付を猶予し、学生本人が社会人になったら保険料を納めてもらう

国民年金はあなたの

未来を守ります

老齢基礎年金の年金額は、保険料を納めた月数等で計算されます。このため、1ヶ月でも加入漏れがあると満額の年金を受け取ることができません。

また、万一事故や病気で障害が残ったり、死亡したとき、国民年金に加入していないと障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられません。将来の自分(家族)のためにも、国民年金に必ず加入しましょう。

学生の納付特例制度(納付の猶予)がスタートしました

ことができるように、『学生の納付特例制度』が平成12年4月1日から導入されました。

- 納付特例を受けるには
- 申請の手続きが必要です
- 学生本人に所得があれば、その所得額が一定以下であること

詳しくは、役場福祉衛生係へお問合せください。

国保税は必ず納期内に納めましょう

みなさんが病気やけがをしたとき、安心して治療や療養を受けられる制度が国保です。国保税は、国保が健全に運営していくための大切な財源です。今年度も今月から国保税が賦課されますので、納め忘れがないよう気を付けましょう。

尚、今まで市町村の判断に任されていた資格証明書の発行が、今年度から法律で発行が義務付けられました。特別な事情がないのに一定期間国保税を滞納すると、被保険者証を返してもらい、資格証明書が交付されます。

※資格証明書とは

特別な理由なく国保税を滞納すると交付されます。資格証明書が交付されると、医療費を医療機関でいったん全額自己負担しなければなりません。全額自己負担した医療費の内、通常の自己負担分を除いた額は、国保に申請すれば保険給付として返ってきます。しかしながら、更に滞納が続いた場合、これらの保険給付の全部、または一部は差し止めになり、それでも滞納した場合は、差し止めた保険給付額から滞納分が差し引かれ給付されます。

消費税を納めましょう

消費税の納め方

消費税は、事業者の責任なんだね。

納税資金を備蓄し、期限内に納付しましょう。

広島国税局・税務課